

和気町災害廃棄物処理計画【概要版】

平成 30 年 3 月

□ 計画策定の背景

- 東日本大震災では、膨大な量の災害廃棄物と津波堆積物が発生し、その処理にあたって混乱が生じ、被災地の復旧・復興に大きな障害となった。
- 環境省は東日本大震災等の教訓や知見を踏まえて「災害廃棄物対策指針」を取りまとめ、岡山県は、その指針や廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえて、災害廃棄物処理計画を策定した。
- 本町においても今後風水害等自然災害に直面し、災害廃棄物が発生した場合に、円滑かつ迅速に処理を行い、速やかに復旧・復興につなげるためにも、事前に予測される事態への対応策を検討し、平常時から災害時に備えておくことが重要となる。

【平成 2 年台風 19 号による和気町被災状況の様子】



□ 計画策定の目的

- 事前に予測される事態への対応策を平常時から検討すること
- 速やかに復旧・復興していくことで町民の生活環境を確保すること
- 災害廃棄物を迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図ること

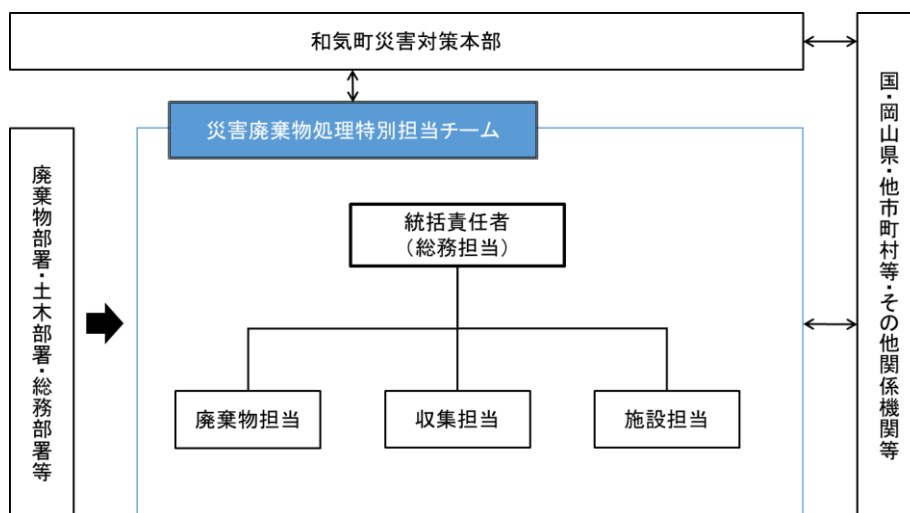
□ 対象とする災害

- **地震災害**
地震動により生ずる直接被害及びこれに伴い発生する液状化、火災、爆発その他異常な現状により生ずる被害を対象とする。
- **風水害その他自然災害**
大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とする。

□ 組織体制・指示命令系統

- 災害廃棄物処理特別担当チームは、以下の点を考慮して体制整備を行う。
 - (1) 統括責任者が意思決定できる体制
 - (2) 専門的知識・実績を有する職員の配置
 - (3) 土木・建築職経験者等の確保
 - (4) 専門家等との連携

【災害廃棄物対策における組織体制】



□ 住民への啓発・広報、各種相談窓口の設置

- 災害時の状況に応じて、住民に対して排出場所等必要な情報をできる限り迅速に広報する。
- 相談窓口を設置して住民からの相談や苦情等の内容に情報の共有化を図り、記録及び整理を行う。

□ 災害廃棄物処理の基本的な考え方

- **計画的かつ迅速な処理**
住民の生活健康の保護と安全の確保を確実に図るとともに、いち早く復旧・復興につなげるため、災害廃棄物発生量や被害状況等を的確に把握し計画的かつ迅速な処理を行う。
- **安全作業の確保**
災害廃棄物の収集運搬や仮置場作業等においては安全確保に努めるとともに、災害廃棄物の飛散・流出や火災防止等周辺的生活環境への影響に十分配慮する。
- **環境に配慮した処理**
騒音・振動、悪臭等周辺環境への配慮や作業員の防疫に努めるとともに、災害廃棄物を可能な限り分別し、極力リサイクルを行う。
- **地域協働体制の確立**
住民・町・事業者のそれぞれの役割を認識するとともに、関係者間の関係強化に努める。

□ 災害廃棄物発生量及び処理期間

- 本計画では、被害が最大になると推計されている南海トラフ巨大地震（直後破壊、冬 18 時）を想定している。
- 早期復旧・復興のため、可能な限り早く完了することを目指す。大規模災害の場合においても、最大 3 年間で終わることを目標とする。

【種類別災害廃棄物発生量】

	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
災害廃棄物発生量（トン）	1,336	1,336	3,860	490	401	7,424

（注）四捨五入により計が一致しない場合がある。

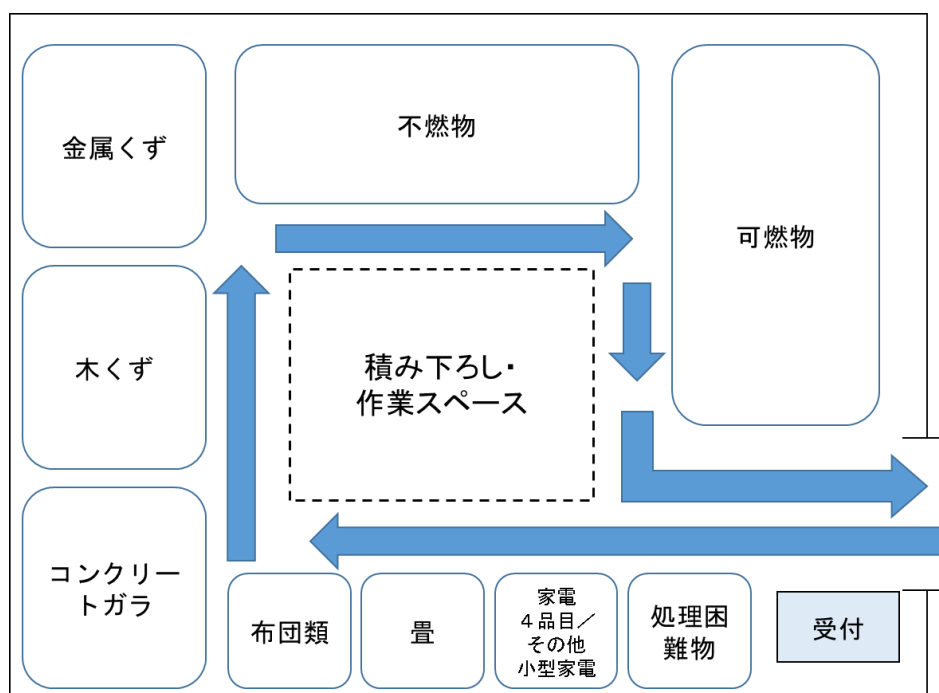
□ 仮置場

- 本町は、災害発生後速やかに一次仮置場を開設し、住民からの受け入れ体制を構築するとともに、状況に応じて近隣集積所、二次仮置場を設置する。
- 南海トラフ巨大地震（直後破壊、冬 18 時）は、1,775m² 仮置場が必要と試算されている。

【仮置場の定義】

	近隣集積所	一次仮置場	二次仮置場
定義	被災者が生活環境の確保等のため、仮に集積しておく場所（必要に応じて開設）	災害廃棄物を処理前に一定期間、分別・保管する場所	災害廃棄物の焼却処理等を行う場所（必要に応じて開設）

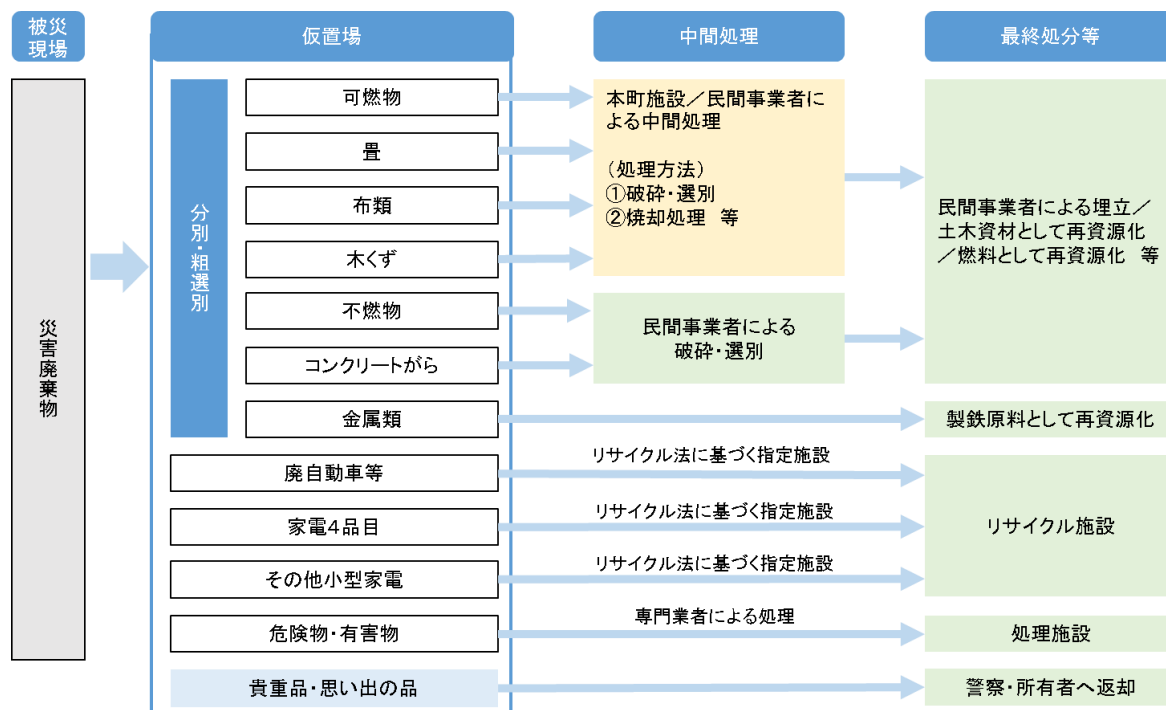
【仮置場レイアウトイメージ】



□ 処理フロー

- 災害廃棄物の処理は、環境負荷の低減や資源有効活用の観点から可能な限りリサイクルを促進する。
災害廃棄物の処理フローは以下を基本とする。

【災害廃棄物の処理フロー】



□ 避難所ごみ・生活ごみ

- 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行うことを原則とするが、次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行う。

- ① 避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）
- ② 支援市町村等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

□ し尿処理

- 平常時から和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合と連携してし尿処理体制を構築するとともに、避難所等のし尿発生量を把握し、仮設トイレを速やかに設置する。

【時系列毎のし尿発生量】

	当日・一日後	一週間後	一か月後
し尿発生量 (リットル／日)	117	809	143
※参考※避難者数(人)	69	476	84